

平成27年 第5回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成27年5月20日 午後 2時00分						
開会日時	平成27年5月20日 午後 2時00分						
閉会日時	平成27年5月20日 午後 2時52分						
開催場所	ふじみ野市立上福岡学校給食センター2階会議室						
教育長	朝 倉 孝						
書記	小 川 正 樹						
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 中野 則之	出	大井中央公民館長 三上 隆夫	出
	2	塩野 好一	出	総務課長 皆川 恒晴	出	上福岡歴史民俗資料館長 原口雅樹	出
	3	山城いづみ	出	学校教育課長 三宅 雅生	出	総務課主幹 新井 操	出
	4			学校給食課長 忽滑谷 敏之	出	学校教育課主幹 山崎 直樹	出
				社会教育課長 小林 清	出	学校給食課主幹 佐藤 友直	出
				上福岡図書館長 宮井さゆり	出	学校給食課主幹 原田 準一	出
						学校教育課副課長 星野 和久	出
傍聴人数			0人				
会 議 概 要							
議 事 等							
<p>【公 開】</p> <p>第34号議案「ふじみ野市子どもいじめ防止条例案の制定について」〈議決〉</p> <p>第35号議案「ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」〈議決〉</p> <p>第36号議案「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」〈議決〉</p> <p>報告事項「平成26年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の専決処理に関する報告について」〈承認〉</p> <p>報告事項「平成27年度ふじみ野市一般会計補正予算第1号の見積りの専決処理に関する報告について」〈承認〉</p>							
(2時00分) 教育長		<p>平成27年第5回定例教育委員会会議の開会を宣言。</p> <p>ただ今から、平成27年第5回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>					

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>まず始めに、第4回定例教育委員会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に各委員へ配られておりますが、何か確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特に無いようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、各委員の署名をお願いします。</p> <p>次に、私から報告をさせていただきます。</p> <p>臨時議会－昨日開催され、議長には小高議員、副議長には西議員が選任されました。公民館条例の使用料減免規定の文言の一部改正が議決されました。</p> <p>人事案件として、新たに教育委員の任命同意議案で文京学院大学人間学部長 伊藤英夫先生が同意されました。先生は、発達障害の専門家で、今後、発達、発育の学識経験者としてもご意見をいただけるものと考えています。</p> <p>新上福岡学校給食センター建設について、三重県名張市議会の視察があり、課長、主幹で対応しました。</p> <p>各学校では、今月末に各中学校で体育祭、来月早々小学校3校の運動会があります。中学校での練習中にてんかん発作の発病のため救急車の対応がありましたが、幸いにも大事には至りませんでした。各学校へは健康面に留意を促し運動会を前にしてケガの無いよう注意喚起させていただきました。</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p>
<p>各委員 教育長</p>	<p>(確認事項なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本会議に提案させていただく議事を申し上げます。</p> <p>第34号議案、「ふじみ野市子どもいじめ防止条例案の制定について」</p> <p>第35号議案、「ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」</p> <p>第36号議案、「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」</p>

<p>教育部長</p> <p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>報告事項、「平成26年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書の専決処理に関する報告について」</p> <p>報告事項、「平成27年度ふじみ野市一般会計補正予算第1号の見積りの専決処理に関する報告について」</p> <p>以上、議案3件、報告事項2件でございます。</p> <p>それでは、教育部長から提案理由をお願いします。</p> <p>議案書に基づき提案理由を説明。</p> <p>つづいて、審議に入ります。</p> <p>始めに、第34号議案を議題といたします。本議案の説明を、学校教育課長よりお願いします。</p> <p>平成24年大津市中学校のいじめ事件により、国は平成25年9月にいじめ防止対策推進法を制定しました。これを受け、本市は、学校とともにすべての市民といじめは絶対に許さないという姿勢のもと、いじめを許さない文化と風土のまちづくりの実現をめざし、ふじみ野市いじめ防止条例の制定に取り組んでまいりました。</p> <p>これまでの経過は、昨年6月に市長部局の関係各課を含めたふじみ野市いじめ防止条例策定等プロジェクトチームを編成し、8回の検討会議、2回の他市察訪問を実施し、平成27年1月から2月の間に関係機関、関係団体の要望等を聴取しました。これらの意見は、校長会、児童生徒、PTA、社会教育委員、弁護士、臨床心理士、民生児童委員等の方々から約451名からのアンケート、聞き取りにより意見を聴取しました。その意見から条例に取り入れたい内容の14項目が抜粋されました。</p> <p>本日提案の条例案はこれらの意見を集約し規定として纏めたものです。</p> <p>平成27年2月プロジェクト会議で条例案を策定し、3月19日、23日の経営戦略会議にて検討し、3月26日から1か月間にパブリックコメントを実施し、5月7日の経営戦略会議にて最終条例案について検討した結果を本日の会議に上程させていただきました。</p> <p>特徴は、教育関係者を含めて一般市民、子ども達の意見や願いを取り上げ条文に反映したこと、子供たちの意見の中から子どもの立場に立ったいじめ専門の相談窓口を設置し相談体制の充実を図ったこと、万が一いじめによる重大事態が発生した場合に原因究明、事実確認を迅速に行うため学校、教育</p>
--------------------------------------	--

	<p>委員会、市の調査委員会を同時に発動し被害者の救済に努めることです。</p> <p>条例第1条から第3条は、目的、定義、理念を規定。第4条から第7条は、市や学校の責務そして保護者や市民の役割。第8条から第9条で財政措置、基本方針、第11条に相談体制の整備、第12条に市としていじめ防止を推進する組織いわゆるいじめゼロ連携協議会、第13条から14条は、万が一の場合の対処、第15条及び第16条は、見直し、その他という構成です。</p> <p>何人もいじめを行ってはならないという強い姿勢をすべての市民と共有し、子どもが安心して生活し健やかに成長することができる、いじめの無いまちの実現をめざし制定しました。</p>
教育長	<p>この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。</p>
富田委員	<p>第15条について、見直しについて、「市長は子どもを取り巻く環境の変化に照らしてこの条例の見直しを図るものとする。」となっています。逆に言い換えますと随時、変更できるとも考えられますが、特に見直す必要が無ければこのまま進んでいくという可能性もあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>まずこの条例は、理念条例という事で法制執務上、見直し規定を設けるべきであるとの指摘を受け、プロジェクトチームで審議し、ある一定の期限を設ける案も検討しましたが、子どもの実態に即して随時見直しを図るべきであるという事からこの規定となりました。</p>
富田委員	<p>社会情勢の変化に柔軟に対応できることは良いと思います。先ほど有期の見直し設定という意見もあったとのことで、文言の変更が無い場合でも見直しは随時図っていくという理解でよろしいでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>はい。その通りで見直しは随時図ってまいりたいと考えます。</p>
塩野委員	<p>今回、この条例の制定にあたってかなり広範囲に意見を聴取したようですが、平成25年に国の法律に基づき全国的に条例が施行されていると思います。そうした各市町村の現状と課題がわかりましたら教えてください。</p>
学校教育課長	<p>例えば、施行している近隣市では、周知を図り徹底しているところは素晴らしいのですが、権限の及ぶ範囲、例えば、私立に通う子どもについては対象なのかなどが課題として挙げられているようです。本市では、そうした課題についても参考にしながら策定しました。</p>
塩野委員	<p>いじめは、その発生が見えにくい状況があると思います。そうした情報が</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>上位機関に伝わるようなシステムを構築していただき、また、いじめる側やいじめられる側にいじめの定義の共通認識が図られるよう十分な周知をお願いいたします。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。いじめの加害者も被害者も子ども達で、いずれの者も学校にとっては大切な人材です。この条例にはいじめの加害者側の児童や保護者に対しての指導、支援も規定しています。今のご意見を踏まえ体制を充実させてまいります。</p>
<p>富田委員</p>	<p>最近ではSNSの普及に伴い一番の課題となっています。第2条のいじめの中でインターネットを利用して行われるものについての対策はどのようにお考えになっていますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>インターネット上のいじめは、見えにくく対処しづらいのが現状です。例えば、無断で個人情報に掲載したり、裏サイトに誹謗中傷を書いたりなどインターネットを利用したいじめに関しては、防止対策が大切です。現在は、年度初めに教職員向けの研修会を通じて保護者に携帯メールの使い方をもう一度見直していただくよう話をしています。</p> <p>もし、いじめが行われた場合には、保護者との連携を密にはかりながらいじめの加害者、被害者その保護者に対しての指導を適切に行っていくべきであると考えています。</p> <p>課題が多いいじめの内容でございますが、さらに研究を進め確実ないじめ防止対策を検討してまいりたいと考えます。</p>
<p>富田委員</p>	<p>今の点についてはよくわかりました。一つ申し上げたいのは、いじめゼロという意思表示はよろしいと思います。ただし、子どもの社会に限らず人間の組織する社会の中では、いじめ、パワハラ、モラハラなど現実には起こりえます。実際にゼロになるかどうかは難しい問題であると思う部分も在り、ゼロに近ければ良いという意識が先行しすぎて、いじめの実態把握が管理職のマイナスの指標になってしまうという考えのもと、この条例が施行されることによって、かえって数字が少なく表示されてしまう危険性もあります。点数主義の弊害といったものが無いように、むしろ当初はいじめの実態が顕在化される方が良いのだといった認識のもと、その学校におけるいじめの実態把握の数字が適正に捉えられるよう対応をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ありがとうございます。元々、いじめ防止対策推進法や本市の条例に関し</p>

	<p>ても、その目的がこれまでの隠ぺい体質を払しょくする意味合いもあります。是非、いじめという問題が起こった場合には、透明性、確実な調査及びそれらに対してのきめ細かな対応によって結果的にゼロにしていくことを目指しています。いじめは素早く報告、結果の公表について透明性を保ちながら確実な指導を行い、救済を図るサイクルで指導してまいりたいと考えています。</p>
教育長	他にございますか。
各委員	(他の質疑無し)
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。
	第34号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第34号議案は、原案のとおり決定いたします。
	次に、第35号議案を議題といたします。
	本議案の説明を、上福岡図書館長よりお願いいたします。
上福岡図書館長	<p>現在、図書館の休館日は、毎週月曜日となっておりますが、昨年の9月市議会で指定管理者制度の導入にあたり上福岡図書館の休館日を毎週第1、第3、第5月曜日、大井図書館では毎週第2、第4、第5月曜日と改正した条例が承認されました。その後、指定管理者の募集を行い、TRCという業者に決定し、その会社から上福岡図書館、西公民館図書室については、休館日を月に1回第3月曜日にする提案を受け、市民の利便性の向上を図るため、月1回の休みの提案のとおり施行前の条例の一部を改正するものです。</p>
教育長	この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。
富田委員	今回の改正により、必ずどこかの図書館は毎日開いているという事になるのでしょうか。
上福岡図書館長	その通りです。
教育長	他にございますか。
各委員	(他の質疑無し)
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。
	第35号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第35号議案は原案のとおり決定いたします。

<p>大井中央公民館長</p>	<p>続いて、第36号議案を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を、大井中央公民館長よりお願いいたします。</p> <p>今回の改正は、規則第21条使用料の減免申請手続き等について、公民館使用料減免申請書の様式第9号及び公民館使用料減免許決定通知書の様式第10号を改正するものです。今回の様式の改正は、利用許可申請と同様に公共予約システムから減免申請書及び減免決定通知書が発行できるようにするため、予約システムに合わせ様式を変更するものです。この改正は、平成27年6月1日から施行する予定で提案させていただきます。</p> <p>なお、これまで1月単位での減免申請の提出でしたが、今年度から公民館利用料減免申請につきましては、今後は公民館利用許可申請毎に減免の申請、決定をしていくこととなりますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>現在、減免申請を受ける団体はどのくらいあり、また、その要件はどのようになっているのですか。</p>
<p>大井中央公民館長</p>	<p>減免を受ける要件は、施行規則の第19条使用料の免除規定に、ふじみ野市又はふじみ野市教育委員会が主催もしくは共催する場合、ふじみ野市立小中学校が教育活動に利用するとき、社会教育法に規定する社会教育関係団体がその目的とする事業に利用する場合、地方自治法に規定する公共的団体が利用する場合、その他教育委員会が特に必要と認める場合と定められています。大部分が社会教育関係団体という事で減免を受けている現状です。</p> <p>現在、減免を受けている団体数ですが、約700団体あります。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(他の質疑無し)</p>
<p>教育長</p>	<p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p>
<p>各委員</p>	<p>第36号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第36号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>報告事項に移ります。</p>
<p>教育長</p>	<p>まず「平成26年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報</p>

<p>総務課長</p>	<p>告書の専決処理に関する報告について」の説明を総務課長よりお願いいたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと定められています。平成19年には、その実施に当たり学識経験者の知見を活用する規定が、新たに追加して定められました。法改正以降、本市において、平成22年度までは教育委員会が独自に学識経験者を委嘱し、点検評価を行ってまいりました。平成23年度からは、本市の総合振興計画とリンクした全庁的な外部評価制度を導入することになり、教育委員会の点検評価もその制度を活用することとしたものです。</p> <p>内容説明の前に、なぜ今になって平成25年度事業に係る点検評価の報告なのかをご説明します。点検評価は総合振興計画とリンクした全庁的な外部評価制度によっています。平成26年度に実施した外部評価は学識経験や市政に関する識見を有する方、公募市民の方あわせて10名からなる外部評価委員会が、平成25年度事業を対象に平成26年の8月から平成27年1月にかけて、6回にわたって議論を交わし評価しました。その結果、平成25年度事業に対する外部評価が確定し、公表したのが、平成27年3月であったため、教育委員会の点検評価に係る報告が平成27年度になってしまうものです。</p> <p>内容について説明。今回の評価対象は、施策番号20番の「人と地域を育む社会教育を推進します」に該当する事業です。この施策は、25事業からなり、それに係る外部評価委員からの事前質問及びそれに対する教育委員会の回答は22頁から30頁までのとおりです。評価結果は200点満点中140点、一部適正な評価が行われていないというものでした。各委員による評価の視点毎の評価結果は33頁のとおりです。また、定性的評価及びそれに対する教育委員会の意見は34頁から37頁までのとおりです。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>富田委員</p>	<p>平成25年度事業について26年度に評価し、その結果が27年度になって報告されるということで、担当職員、報告書作成職員、今の職員の方がそ</p>

<p>総務課長</p>	<p>れぞれ異なる場合もあります。この評価がどのように事業に反映されているのかが見えづらい部分があります。例えば、今年度反映されている所はどのようなところか、具体的にはありますでしょうか。</p> <p>点検評価報告書の時期としては、この時期になってしまうのですが、実際には外部評価の意見をいただき決裁を受けて公表する前に、概ね意見がまとまる時期に予算ヒアリングもあり、財政課において予算査定の資料に使うなど内部的に27年度予算に反映されています。</p>
<p>富田委員</p>	<p>わかりました。私も教育委員になる前に公開事業評価にも出席させていただきました。とかくそうした場合、わかりやすい数字によって判断されます。ここの質問および解答欄にも評価の尺度が金額や利用者数で判断されることが見受けられるといった意見があります。わかりやすい指標が大事な反面、それだけでは計り知れない部分もあります。特に家庭教育学級などについては、そこに参加していただける方は意識が高くてそれほど問題を抱えていない場合が多く、むしろ、そうした所へ参加されない保護者の方や家庭にこそ目を向けなければならないのではないかと考えております。その点については、今後、私たちも含めて考えなければいけない課題として、共有していきたいと考えます。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>外部評価会議の議事録のようなものもあるのでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>公表はしていませんが公開はできると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑無し)</p>
<p>教育長</p>	<p>他に質疑等がないようですので、この案件については、これで了承したいと思います。</p> <p>最後に「平成27年度ふじみ野市一般会計補正予算第1号の見積りの専決処理に関する報告について」の説明を総務課長よりお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>今回補正予算は、教育支援事業に関するもので、本日審議いただいたふじみ野市子どもいじめ防止条例第12条の規定に基づき設置されるふじみ野市いじめゼロ連絡協議会に係るものです。協議会委員報酬、費用弁償、アドバイザー謝礼、消耗品、切手代及び会場使用料の合せて30万9千円を増額するものです。</p> <p>また、教育相談事業に係るものは、いじめ防止条例第11条の規定により、</p>

	<p>いじめに関する専門的な相談体制を整えることに伴うもので、いじめ相談専門員の増員、いじめ相談専用電話の設置等です。</p> <p>また、常任相談員の変更に伴い費用弁償を増額します。247万5千円の増額で合計278万4千円の増額補正です。</p> <p>この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に質疑等がないようですので、この案件については、これで了承したいと思います。</p> <p>以上で、本日の議案審議を終了いたします。</p> <p>次に、各課から報告事項がありましたらお願いします。</p> <p>5月28日(木)午前中、学校訪問(三角小、西原小、東台小)その後、11時30分頃から上福岡給食センターにて給食試食を予定しております。よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成27年6月23日(火)午後6時30分から、場所は 第2庁舎3階301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、部屋の規模を考慮し5名までとさせていただきたいと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>(各委員了承)</p> <p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>以上で、平成27年第5回 定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p> <p>【閉会の宣言】</p>
教育長	
各委員	
教育長	
総務課長	
教育長	
各委員	
教育長	
(14時52分)	